

中学校学習指導要領解説【理科編】を読む

kani-nabe.com

学習指導要領の引用の部分から

(1) いろいろな生物とその共通点

身近な生物についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア いろいろな生物の共通点と相違点に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。
- イ 身近な生物についての観察、実験などを通して、いろいろな生物の共通点や相違点を見いだすとともに、生物を分類するための観点や基準を見いだして表現すること。

「単元全体の枠組み」について

「ア」・・・資質・能力の三つの柱のうち「知識・技能」

「イ」・・・資質・能力の三つの柱のうち「思考力・判断力・表現力等」

学習指導要領解説の各単元前段部分から

- 1 段落目：既習事項 「小学校では、～」
- 2 段落目：大項目のねらい 「ここでは～」
- 3 段落目：思考・判断・表現の育成の考え方 「思考力、判断力、表現力等を育成するに当たっては」
- 4 段落目：特記事項・配慮事項 「また、ここで～」など

学習指導要領解説の各単元後段部分から

(ア) 生物の観察と分類の仕方

㊦ 生物の観察

校庭や学校周辺の生物の観察を行い、いろいろな生物が様々な場所で生活していることを見いだして理解するとともに、観察器具の操作、観察記録の仕方などの技能を身に付けること。

学習の対象

見方・考え方のヒント

学習のプロセス

文末の表現に内容の取扱いが示される

【内容】

- 知る・・・教師が情報を与えて、生徒が知る
- 理解する・・・教師が導くことによって、生徒が理解する
- 見いだして理解する・・・生徒が自ら、関係性や規則性に気付いて理解する
- 関係付けて理解する・・・生徒が自ら、2つの対象を関係付けて理解する
- 認識する・・・複数の理解から物事の本質や意味を深く理解する

【内容の取扱い】

- 扱う・・・じっくりと扱う・重い扱い
- 触れる・・・軽く触れる程度・軽い扱い